

官報

号外

平成十八年四月十日

○第百六十四回 参議院会議録第十四号

平成十八年四月十日(月曜日)

午後零時三十一分開議

○議事日程 第十四号

平成十八年四月十日

午後零時三十分 本会議

第一 薬事法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(属千景君) これより会議を開きます。

日程第一 薬事法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。川崎厚生労働大臣。

(國務大臣川崎二郎君登壇、拍手)

○國務大臣(川崎二郎君) 薬事法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国民の健康意識の高まりや医薬分業の進展等の医薬品を取り巻く環境の変化、店舗における薬剤師等の不在など制度と実態の乖離、薬学教育六年制の導入に伴う薬剤師の役割の変化等を踏まえ、医薬品の販売制度を見直すことが求められており

平成十八年四月十日 参議院会議録第十四号

薬事法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ます。

また、違法ドラッグ、いわゆる脱法ドラッグについては、乱用による健康被害が発生しており、かつ、その使用が麻薬、覚せい剤等の使用のきつかけとなる危険性があるにもかかわらず、人体摂取を目的としないかのように偽装されて販売されているため、迅速かつ実効ある取締りを行うことが困難となっております。

このため、今回の改正では、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、医薬品をリスクの程度に応じて区分し、その区分ごとに、専門家が関与した販売方法を定める等、医薬品の販売制度の全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグの製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図ることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、一般用医薬品を販売する際には、その副作用等により健康被害が生じるリスクの程度に応じた専門家が行う情報提供を重点化するなど、実効性のある仕組みを設けることとしております。

具体的には、特にリスクが高い医薬品を販売する際には薬剤師による情報提供を義務付け、リスクが比較的高い医薬品を販売する際には薬剤師又は医薬品の販売に必要な資質を確認された者が情報提供に努めることとし、また、リスクの程度にかかわらず、購入者から相談があった場合には情

報提供を義務付けることとしております。

第二に、医薬品の販売は、各販売業を通じて薬剤師又は医薬品の販売に必要な資質を確認された者により行うこととするため、薬剤師以外の者で医薬品の販売に従事する者の資質を確認するため都道府県において試験を行う仕組みを設けることとしております。また、購入者や事業活動等に無用の混乱を与えずに新たな制度に移行できるよう必要な経過措置を講ずることとしております。

第三に、違法ドラッグ対策に関し、幻覚等の作用を有する一定の薬物を厚生労働大臣が指定して、その製造、輸入、販売等を禁止するとともに、指定した薬物である疑いがある物品に関し、検査を受けることを命ずることができるようにすること等、所要の措置を講ずることにより、迅速かつ実効ある取締りを担保することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、医薬品の販売制度の見直しに係る事項については、一部の事項を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とし、違法ドラッグ対策に関する事項については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(属千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。山根隆治君。

(山根隆治君登壇、拍手)

○山根隆治君 民主党・新緑風会の山根隆治であります。会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました薬事法の一部を改正する法律案に対して質問をさせていただきます。

法案の具体的な質疑に先立ち、小泉内閣及び官房長官の政治姿勢について、安倍官房長官にお伺いをいたします。

民主党は、七日、両院議員総会を開きました。

新しい指導者として小沢一郎元代表代行を我が党の代表に選出をいたしました。これは、小沢党首誕生を熱烈に待望し、期待する多くの国民の声を反映する形での結果の表出でもありました。

自民党の構造的体質における理想と現実、強靱と脆弱、自信と不安、それらのすべてを熟知した小沢民主党が今日から後半国会に臨み、傲岸が目余る自公連立政権に乾坤一てき立ち向かってまいります。

私たち民主党の政治は、小泉政権とは違い、言葉の効果的に表現するレトリック、修辭で政策の矛盾や悪巧み、奸計を隠ぺいするワンフレーズ政治ではありません。これまで小泉政権は上っ面の皮相的な政策で国民の目を欺くことに一定の成果を上げてきたかに見えます。しかし、刻一刻、その欺瞞がさらされていく時間がカウントダウンされていることを御承知おきをいただきたいと思います。

今、国民の政治への関心はますます高まっております。そして、複雑な政策への理解にも十分堪え得る知的エネルギーは国民の中に横溢してきており、我が党の国民生活に密着した政策提言は、確実に国民多くの理解を得るところとなっております。

官房長官、薬事法案も含め、政策の党・小沢民主党と堂々真っ向勝負の論戦を受けていただけるだけの準備があるやなしや、この際、覚悟のほどをお伺いをいたしておきます。

さて、薬事法改正案と有機的なかわりのある医療・医薬品関係で特に国民的関心の高い事項二点につきお尋ねをいたします。

まず、新薬の普及に向けた取組の必要性についてであります。

我が国では、米国等で既に有効性が実証された抗がん剤などが治療に使用できないという実態が数多く起こっており、多くの患者やその家族の不満や不安を招いております。医薬品の安全性を確保することは大前提であります。その上で家族

や患者が望む薬品の投与が可能となるような法的な整備を速やかに行う必要があります。

具体的には、欧米で使われている薬が日本で使えない要因の一つに、開発中の医薬品による臨床テストである治験が進まないことが指摘されており、日本では、治験の情報が患者や関係者に十分伝わらず、参加者が少ないとされており、また、診療に忙しい医師にとつて、治験を請け負えば更に多忙になるだけであり、メリットがないという声を聞きます。

一方、保険制度が不十分な米国では、治験に参加することにより患者にとつても無料で新薬を受けられるなどのメリットが高く、また、医療機関も治験に協力的であるなど、治験が速やかに進む環境が整っております。

我が国では、治験薬により疾病の進行が抑えられたり、痛みが緩和されたり、一定期間経過すると法的に投与を禁じられるという制度が立ちはたかり、患者と国民の願いが聞き入れられません。今後は、我が国でも治験を行う医療機関の体制を整えるとともに、患者の方々に対するインセンティブを与える方策を講じ、スムーズな治験の実施を図るべきだと考えますが、厚生労働大臣の見解をお伺いをいたします。

次に、統合医療の推進につきましてお尋ねをいたします。

先般、私自身予算委員会でも取り上げさせていただきましたが、近代西洋医学以外の医療全体を指す代替医療と西洋医学を組み合わせた医療、すなわち統合医療が現在注目を浴びております。米国では、がん専門病院が鍼灸やヨガ、音楽療法等の代替医療を西洋医学に組み合わせ、多くの成果を上げた報告があります。しかし、日本では、代替医療を科学的に証明する機関が組織的に構築されていないことから、まだまだ医療機関等において代替医療施設を併設しているところは僅少なのが現状であります。

西洋医学だけでは治癒することが難しい疾病で

も、効果のある代替医療と西洋医療と併用することで患者の症状が回復に向かう症例は枚挙にいとまがありません。数千年の歴史を持つ伝統医療の蓄積は町の開業院に多くあり、眠ったままとなつた人類の医療の英知に光を当てていくべきであります。

さきの予算委員会における私の質疑に対し、小泉首相は国家資格を与えているはり、きゅう、マツサージについてその効能を高く評価されていたわけであり、早急に代替医療の有効性を評価するための研究機関をつくるなどの措置が必要であると考えます。

川崎厚生労働大臣の残る任期半年ほどの中で、ここ数代続いてきた人柄、人格の厚生労働大臣という評価の総仕上げとして、代替医療に対する歴史的な英断を求めたいと思います。大臣の明確で積極的な答弁を求めます。

一般薬の販売制度の見直しについてお尋ねをいたします。

今回の薬事法改正案では、一般医薬品販売制度について、昭和三十五年の薬事法制定以来の改正が提案されております。

現在の薬事法では、医薬品の販売に当たっては、薬剤師などの専門家を薬局や店舗に常時配置することを義務付けております。専門家が消費者に対し、原則としてすべての医薬品について必要かつ適切な情報提供を行うことが求められているのですが、実態を見るならば、この制度は十分機能しているとは言えません。

例えば、消費者が医薬品を購入する際、厚生労働省の調査で、販売時に薬剤師がいなかった一般販売店の店舗が一七・八%にも上ることが明らかになっており、また、国民の側にも一般の商品と異なる医薬品の安全確保の必要が十分に理解されていない面があると言われております。その一方で、副作用によるリスクの低い医薬品についてまで薬剤師の常時配置など一律の情報提供体制を求める必要はないという指摘もあります。

さらに、薬剤師にはより高い専門性が求められる等役割が変化していることから、平成十八年四月より薬学教育六年制が実施されることになりました。現在の薬事法においては、薬局や薬店などに対して薬剤師などによる消費者への情報提供を求めています。これまで実態が伴っていないとは言えません。

こうした状況を踏まえ、現行の一般用医薬品の販売制度を全面的に見直すことにしたとのことですが、今回の改正の主眼はこれについて厚生労働大臣にお伺いをいたします。

以下、具体的な内容についてお聞きをいたします。

医薬品のリスク分類についてお尋ねをいたします。

現行法では、医薬品のリスクの程度にかかわらず一律に情報提供を行うことが努力義務となつております。しかし、改正案では、医薬品をリスクの程度に応じて分類し、情報を重点化すること、有効性の向上を図ることとし、具体的には、特にリスクが高い医薬品をAグループ、比較的低いリスクが高い医薬品をBグループ、リスクが比較的低い医薬品をCグループと三つに分類してあります。

しかし、この分類は適切に行われるのでしょうか。薬の開発は日進月歩、また副作用情報なども日々更新されており、グループの分類は絶えず再検討の必要に迫られます。どのように対応策を取られるのか、厚生労働大臣、お答えをいただきました。

医薬品の販売に従事する専門家の資質の確保についてお尋ねをいたします。

改正案では、今回新たに一般用医薬品の販売において、薬剤師とは別の新たな専門家、登録販売者という資格を設けることとしております。この登録販売者となるためには、都道府県知事が行う試験に合格する必要があります。これに合格し、知事の登録を受ければ、特にリスクが高いA

グループの医薬品を除いたすべての医薬品を販売することができるようになります。

このように新制度では、ほとんどの一般用医薬品は薬剤師が配置されなくても、登録販売者により販売が可能となります。しかしながら、これまで一般用医薬品においても副作用による健康被害が起こっているのですから、今後は新たな薬の専門家となる登録販売者などの資質を確保する必要があります。

そこで、都道府県知事が行う試験の在り方やその後の研修の在り方について、どのように考えておられるのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、制度の周知徹底の必要についてお尋ねをいたします。

近年、国民の健康に対する意識、関心の高まりから、薬局、薬店において身近にある一般用医薬品を利用するセルフメディケーションの考え方が見られるようになってきました。身体の不調や軽度な疾病に伴う症状の改善などを目的として、自己の判断で購入、使用する一般用医薬品においては、薬剤師などの専門家による適切な情報提供の役割はますます大きくなります。制度を実効あるものとするために、新制度の周知徹底や消費者の薬に対する正確な理解を促すための対策をどのように行っていくのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いをいたします。

麻薬についてお尋ねをいたします。

今回の改正案では、近年社会問題となつていく違法ドラッグの乱用に対する取締りの実効を上げるための措置が含まれていますが、その前に、麻薬対策への政府の取組についてお伺いをいたします。

委員長の見解をお伺いいたします。

近年、暴力団による組織的な薬物密売、そこにおける外国人の暗躍が憂慮すべき事態にあります。我が国の薬物取締り、特に暴力団の密売にどう対処しているのか、国家公安委員長にお伺いをいたします。

さらに、薬物、麻薬が青少年にまでびまんしている状況は憂慮すべき事態であります。麻薬対策について、教育現場における啓発活動や地域を含めた関係機関の連携にこれまで以上に取り組む必要があります。どのような対策を取られるおつもりなのか、文部科学大臣にお伺いをいたします。

今回の法案に、麻薬が盛り込まれている違法ドラッグ、いわゆる脱法ドラッグですが、快感などを高めるとして販売されているもので、その成分が麻薬に指定されていないことから、合法ドラッグなどと称して、インターネットやアダルトショップなどを通じて販売され、青少年を中心に乱用の拡大が心配されます。現在、違法ドラッグはどの程度の広がりとなっているのか、御認識のほどを厚生労働大臣、国家公安委員長にお伺いをいたします。お答え願います。

現行法では、麻薬及び向精神薬取締法において、麻薬に指定された物質については厳しい取締りを行うことができるわけですが、麻薬としての指定には、有害性や依存症などの立証のため指定までに多くの時間を費やさなければならぬ実情で、次々に含有成分の異なる製品が製造、輸入、販売される違法ドラッグに対して、迅速かつ広範な規制が困難と指摘されております。

今の薬事法では、人体の構造、機能に影響を及ぼすことを目的とするものを医薬品として取り締まることが可能とありますが、違法ドラッグの多くは人体摂取を目的としないものであるかのように偽装されているため、実効性のある取締りが難しかったという実情も指摘されております。

平成十八年四月十日 参議院会議録第十四号

薬事法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

らに、現行薬事法では、違法ドラッグの個人輸入に規制を掛けることは困難とされてきました。

今回の改正案では、幻覚や中枢神経系の興奮、抑制作用を持つ可能性が高く、乱用など保健衛生上の危害が発生するおそれのある物質を厚生労働大臣が指定し、指定薬物になると、医療や産業用など一定の用途に使用される場合を除き、製造、輸入、販売などが禁止されることになり、また、指定薬物の疑いがある物品については、厚生労働大臣又は都道府県知事が検査を命じることができるとの措置が盛り込まれております。

しかし、こうした措置だけで次々と法の網をくぐり抜ける奸物に適切に対処できるのか、甚だ心もとない思いを払拭することができません。本当にこのような対策で違法ドラッグはなくなるのか、厚生労働大臣の御所見を伺います。

今回の改正には、ドラッグストアの増加など、薬の販売の仕方が多様化する中で、すべての店で情報提供する薬剤師などの確保が難しいという実情があり、法案は現状を追認した形となっております。しかし、今日極めて多種多様な薬剤が日々開発され、その中には思わぬ危険性が潜んでいる可能性も否定できず、国民の漠たる不安は付いて離れません。

今回の改正により、規制緩和の陰で安全が犠牲になったということが万が一にもないよう、厚生労働省に対しては今後更に厳しく監視していくよう注文を付けてまして、代表質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣川崎二郎君登壇、拍手)

○国務大臣(川崎二郎君) 山根議員から八問御質問がございました。お答え申し上げます。

治験についてのお尋ねがございました。厚生労働省においては、文部科学省とともに平成十五年に治験活性化三か年計画を定め、治験の実施医療機関を確保するための大規模治験ネットワークの構築、治験を実施する医師を補佐する治験コーディネーターの養成、国民に対する治験の

意義等に関する普及啓発などの施策を進めてまいりました。

また、昨年三月より検討会を設けて、治験実施に係る関係者の負担軽減等を行い、治験を円滑に実施するための環境整備等について検討を進めております。

統合医療についてお尋ねがございました。相補・代替医療を現代西洋医療と効果的に組み合わせた統合医療に関し、厚生労働省においては平成十八年度から、内外における普及の状況や経済効果などについての研究の実施に必要な予算を計上し、統合医療を推進するための土台づくりを図ることとしております。

一般用医薬品販売制度の改正のねらいについてお尋ねがございました。

今回の改正案では、医薬品のリスクの程度に応じた情報提供にめり張りをつけ、だれがどのように行うのか明確にすること、一般用医薬品のうち第二類及び第三類医薬品については、薬剤師のほかに都道府県試験により資力が確認された専門家が販売できることとしております。取り扱う医薬品の種類や相談対応が可能な時間帯等の揭示、リスクの程度に応じた外箱表示、リスク分類ごとの陳列等の医薬品の販売に関する環境整備を行うこととしております。

これらの取組により、一般用医薬品に関する情報提供の実効性を高め、国民の保健衛生の向上を図ることをねらいとしております。

一般用医薬品のリスク分類やその見直しについてお尋ねがございました。

一般用医薬品のリスクに応じた成分の分類については、本改正法案において、平成十九年四月までに薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定を行うこととしております。また、改正法案においては、分類の変更についての規定も盛り込んでおり、今後の新たな知見や副作用の発生状況などに基づき、同審議会の意見を聴いた上、必要に応じて分類の変更を行うこととしております。

登録販売者の資質確保についてお尋ねがございました。

登録販売者の都道府県試験については、一般用医薬品の主要な成分について、効能・効果、副作用など、その大まかな内容の理解を確認する医薬品の販売に即したものを考えております。その試験については、国が一定の関与を行うこととしておりますが、法案の成立後に、関係者から成る検討組織において具体的な検討を行うこととしております。

さらに、登録販売者の資質向上のための研修に関しては、現在においても一般用医薬品の販売にかかわる各団体等において自主的な研修等が実施されているところであり、今後も販売に携わる者の資質向上の取組が行われるよう、指導、支援をしてまいります。

新制度の周知及び一般用医薬品の啓発についてお尋ねがございました。

一般用医薬品の販売制度が円滑かつ確実に実施されるよう、その周知のため、平成十八年度においても所要の予算を計上しており、今後、法律の実施に向けて、地方自治体、関係団体等とも連携し、広く国民に新制度の周知を図ってまいります。

また、今回の薬事法改正案においては、医薬品等の適正な使用に関する普及啓発に関する条項を盛り込んでおり、地方自治体共々、例えば教育現場との連携も含め、関係機関、関係団体との連携を図り、広く国民に対する医薬品等の適正使用のための啓発に取り組んでまいります。

違法ドラッグの現状についてお尋ねがございました。厚生労働省が平成十六年に実施した全国実態調査等から、違法ドラッグは全国的に販売されており、アダルトショップ、ビデオショップのほか、通信販売やインターネットを介して千円から六千円程度で販売されており、薬事法の規制を逃れるために、事実上人体摂取目的であるにもかかわらず

ならず、芳香剤、観賞用植物、ビデオクリナー等と称して販売されております。こうした実態があると認識しております。

今回の改正で違法ドラッグがなくなるのかとお尋ねがございました。

今回の薬事法改正案においては、幻覚等の作用を有する一定の薬物を指定し、正規の用途を除きそれらの製造、輸入、販売等ができないこととする、指定薬物を含むものであるかどうかの検査を命じることができ、あわせて、検査の結果が判明するまでの間、販売等を禁止するよう命じることができるとする、違反行為に対する罰則を強化することを主な内容としております。

このような規制の強化に加え、乱用防止啓発活動の一層の推進等により、違法ドラッグの根絶を期してまいります。(拍手)

(国務大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○国務大臣 安倍晋三君 山根議員にお答えをいたします。

今後の政策に関する国会議論に対する政府の姿勢についてお尋ねがございました。

小泉内閣は、発足以来、改革なくして成長なし、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針の下、我が国の再生と発展に向け、金融、税制、規制、歳出にわたる広範な構造改革を進めてまいりました。この結果、我が国の経済は、民間需要を中心に持続的な回復軌道をたどるなど、改革の成果は着実に上がってきております。

今後とも、これに満足することなく、政治主導で、簡素で効率的な政府を実現すべく、構造改革への更なる取組を推進してまいれる所存でございます。

新体制となった民主党におかれましても、小沢新代表の下、本法案を含め、これまで以上に国会において政策を中心とした建設的な論議を行っていただけるものと、こう期待をいたしております。(拍手)

(国務大臣北側一雄君登壇、拍手)

○国務大臣(北側一雄君) 山根議員にお答えいたします。

薬物の水際対策等についてお尋ねがございました。

薬物密輸事件につきまして、最近、国内暴力団等のほか、国際的な犯罪組織が関与し、その手口もますます巧妙化しております。このため、海上保安庁では、容疑船舶に対する立入検査、監視を徹底して行うほか、速力、監視取締り能力を強化した巡視船の配備を行うこと等により薬物の国内への拡散防止に努めてきたところでございます。

海上保安庁といたしましては、過去五年間で中国、ロシア等からの薬物密輸事案六十六件を検挙し、覚せい剤約五百キログラム等の薬物を押収しております。

そのうち、北朝鮮からの薬物密輸につきましては、平成十四年に覚せい剤約百五十一キログラムを押収しております。海上保安庁は、この事例も踏まえまして、我が国に入港するすべての北朝鮮籍船舶に対して立入検査を実施するなど、引き続き厳正な取締りを実施しているところでございます。

今後とも、薬物密輸の水際対策を推進するため、関係機関と密接に連携を取りつつ徹底した取締りを実施していくこととしております。(拍手)

(国務大臣 斎藤哲男君登壇、拍手)

○国務大臣(斎藤哲男君) 二問お尋ねがございました。

初めに、我が国の薬物水際対策と北朝鮮からの薬物についてお答えいたします。

警察としては、平成十五年七月に政府として定めた薬物密輸入阻止のための緊急水際対策を踏まえ、国内外の関係機関と緊密に連携し、情報収集と取締りを推進しているところであります。また、北朝鮮を仕出し地とする覚せい剤大量密輸入等事件については、九年から十四年にかけて

検挙されており、十五年以降は確認されておりませんが、今後とも引き続き北朝鮮ルートへの密輸入に対する警戒が必要と確認しております。

次に、薬物取締り、特に暴力団による密売への対処についてお答えいたします。

警察においては、供給遮断と需要根絶のため、暴力団や来日外国人犯罪組織などによる密輸、密売及び末端利用者の取締りを推進しているところであります。特に、暴力団による密売については、組織実態に関する情報収集と中枢幹部の取締りとともに、麻薬特例法等を活用した犯罪収益の剥奪等に努めており、覚せい剤事犯検挙人員の過半数を暴力団構成員等が占めているところであります。

次に、二問目の違法ドラッグ、いわゆる脱法ドラッグの広がりにについてお答えいたします。

警察が薬事法違反の取締りを通じて把握した限りでは、十五年から十七年の三年間で八事件、十六人を検挙しており、乱用が広がっているおそれがあります。

違法ドラッグは、御指摘のように、インターネット等を通じて容易に入手するために、これが麻薬や覚せい剤等乱用の契機となること懸念されており、今回の法改正が必要とされるところであると承知いたしております。

いづれにせよ、薬物乱用のない社会の実現を目指して取締りや広報啓発活動等の薬物対策を総合的に推進するよう、警察当局を督促してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣小坂憲次君登壇、拍手)

○国務大臣(小坂憲次君) 山根議員にお答え申し上げます。

学校教育現場における麻薬対策についてお尋ねがございました。青少年の薬物乱用問題については、依然として予断を許さない状況にございます。このため、現行の学習指導要領では、中学校、高等学校に加え、新たに小学校高学年から薬物乱用防止に関する指導内容を充実させたところでございます。

る指導内容を充実させたところでございます。

さらに、薬物乱用防止教室の推進、小中高等学校の児童生徒を対象に薬物乱用の危険性等を解説したパンフレットの配布などを推進していただくわけでございます。特に、薬物乱用防止教室の実施に当たりましては、警察職員や麻薬取締官OB、学校薬剤師などの専門家や関係機関の協力を得ることが極めて重要であります。

今後とも、関係省庁と連携し、協力し、薬物乱用防止教育の推進に努めてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員
近藤 正道君 遠山 清彦君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 西田 実仁君
澤 雄二君 浮島とも子君
浜田 昌良君 小泉 昭男君
淵上 貞雄君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 高野 博師君
福本 潤一君 木村 仁君
佐藤 昭郎君 福島みずほ君
加藤 修一君 山本 保君
松 あきら君 弘友 和夫君
岩城 光英君 山口那津男君
山下 栄一君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浅野 勝人君
山崎 力君 浜四津敏子君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 狩野 安君

中曾根弘文君	真鍋賢二君
山東昭子君	竹山裕君
関谷勝嗣君	鈴木陽悦君
藤末健三君	富岡由紀夫君
糸数慶子君	木俣佳丈君
藤本祐司君	足立信也君
那谷屋正義君	白眞勲君
小林正夫君	柳澤光美君
加藤敏幸君	主濱了君
芝博一君	山根隆治君
池口修次君	若林秀樹君
森ゆうこ君	辻泰弘君
大塚耕平君	松井孝治君
広野ただし君	高嶋良充君
佐藤雄平君	小川敏夫君
福山哲郎君	内藤正光君
藤原正司君	直嶋正行君
山本孝史君	小林元君
佐藤道夫君	和田ひろ子君
今泉昭君	伊藤基隆君
郡司彰君	田名部匡省君
渡辺秀央君	西岡武夫君
広中和歌子君	千葉景子君
山下八洲夫君	大石正光君
平田健二君	蓮舫君
林久美子君	広田一君
仁比聡平君	島田智哉子君
大久保勉君	前川清成君
小林美恵子君	松岡徹君
津田弥太郎君	犬塚直史君
水岡俊一君	岩本司君
シケンマルテイ君	黒岩宇洋君
下田敦子君	大門実紀史君
井上哲士君	浅尾慶一郎君
羽田雄一郎君	高橋千秋君
緒方博之君	神本美恵子君
緒方靖夫君	小池晃君
大江康弘君	榛葉賀津也君

工業再配置促進法を廃止する法律案（閣法第九号）

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案

意匠法等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問主意書（喜納昌吉君提出）（第四六号）

食料自給率の向上のための施策に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第四七号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出沖繩に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地設計計画頓挫に関する質問に対する答弁書（第四二二号）

参議院議員近藤正道君提出女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対する答弁書（第四三号）

同日本院は、人事官に原恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、食品安全委員会委員に寺田雅昭君、小泉直子君、長尾拓君、見上彪君、畑江敏子君、野村一正君及び本間清一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、預金保険機構理事長に永田俊一君を、同理事に長島裕君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害等調整委員会委員に辻通明君及び磯部力君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に野田忠男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に伊藤博元君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に大屋則之君及び柳誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、航空・鉄道事故調査委員会委員に豊岡昇君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

沖繩に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年三月二十八日

喜納 昌吉

参議院議長 扇 千景殿

沖繩に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問主意書

普天間飛行場返還と代替基地の県内移設などを決めた一九九六年四月の沖繩に関する特別行動委員会(SACO)合意から約一〇年が経過した。普天間代替基地の当初の建設予定地・辺野古沖海域での建設計画はすでに頓挫している。しかしながら、建設用地周辺海域の環境調査、ジュゴン生息調査、用地海底への杭打ち作業、現場一帯での整備など、膨大な資金が費やされたことは、国庫赤字がかさみ、国家財政も厳しい状態にある折り、有権者、納税者は納得しがたいものがある。そこで、以下質問する。

質問主意書及び答弁書

一 SACO合意後、すでに頓挫した当初の海域での普天間代替基地建設準備のために、国はいくら支出したのか。全体支出額と項目別の支出額を明らかにされたい。

二 当初の場所での普天間代替基地建設が頓挫した政府責任を明らかにされたい。

三 SACO発足以前に、同代替基地に関して、SACO合意の下敷きになるような合意が日米両政府の間でなされたことはないか。

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出沖繩に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出沖繩に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場の代替施設(以下「代替施設」という。)に係る経費は、平成九年度から支出しており、平成十八年三月三十一日までの支出額は、約二十二億八千六百万円であり、その内容は、適地調査として約六億二千百万円、現地技術調査として約四億五千万円、環境影響評価として約三億七千万円及び基本検討として約八億四千四百百万円である。

二について

御指摘の「当初の場所での普天間代替基地建設が頓挫した」とはどのような状態を指すのか必ずしも明らかではないが、普天間飛行場については、平成十八年十二月二日に発表された「沖繩に関する特別行動委員会」の最終報告、平成十一年十二月二十八日に閣議決定された「普天

間飛行場の移設に係る政府方針」及び平成十四年七月二十九日に策定された「普天間飛行場代替施設の基本計画について」を踏まえ、一日も早い同飛行場の返還に向け、沖縄県その他関係する地方公共団体の意見を聴きつつ、一貫して努力をしてきたが、当初想定されていた五年から七年以内での同飛行場の返還は実現しておらず、代替施設の完成までに更に十数年要するところが見込まれていたところである。また、平成十六年八月十三日の沖縄県宜野湾市における我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)のヘリコプター墜落事故の発生もあり、より早期の同飛行場の返還の必要性が日米両国で強く認識されたものである。

このため、在日米軍の兵力態勢の再編に係る我が国とアメリカ合衆国との間の協議において、在日米軍の運用上の能力を維持しつつ、より早期に同飛行場を返還することができるよう多くの選択肢を検討し、住民の生活環境や安全、環境に対する影響等の複数の要素を考慮した結果、平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会で発表された文書において、代替施設を「キャンプ・シユワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型」に設置するとの案につき合意したものである。

三について

御指摘のような事実はない。

女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年三月二十八日

近藤 正道

参議院議長 扇 千景殿

女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書

昨年八月十六日に宮城県沖で発生したプレート境界地震(以下「今回の地震」という。)では、東北電力株式会社女川原子力発電所(以下「女川原発」という。)で強い地震動を観測し、運転中の三基の原子炉がすべて自動停止した。その後、東北電力株式会社(以下「東北電力」という。)が女川原発敷地内地下岩盤での地震観測記録を解析したところ、短周期側において基準地震動の応答スペクトル(構造物が地震波にさらされたときの施設の固有周期ごとの最大応答値を超えていたことが明らかになった。安全審査で策定された基準地震動を超える地震動が実際に観測されたことは、極めて重大である。

東北電力は、十一月二十五日に「女川原子力発電所における宮城県沖の地震時に取得されたデータの分析・評価および耐震安全性評価について」と題する報告書を原子力安全・保安院や宮城県等に提出した。この報告書では、今回の地震の分析結果等を踏まえた耐震安全性評価を行うに際して、安全上重要な「Aクラス」の施設の耐震安全性を確認するための「想定宮城県沖地震」として、地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「推進本部調査委員会」という。)が策定した断層モデル解析手法により評価した地震を「想定宮城県沖地震A」、距離減衰式等から評価した地震を「想定宮城県沖地震B」として採用し、さらに、特に重要な「Aクラス」の施設の耐震安全性を確認するための「安全確認地震動」として、推進本部調査委員会が策定した運動型地震を採用している。このうち、Aクラスの耐震安全性は事実上「想定宮城県沖地震A」によって評価されている。原子力安全・保安院は、女川原発二号機及び三号機について、この報告書を妥当として運転再開を認めた。しかし、この「想定宮城県沖地震A」は、今回の地震で明確になった「震源が深いプレート境界地震では短周期地震動が極めて強い」という特徴が

十分反映されていない可能性がある。また、一九九五年の女川原発三号機の安全審査の際に用いられた「想定宮城県沖地震」の断層モデルは、現在の知見に基づくと明らかに過小評価と思われる、当時の知見に照らしても過小に策定されていた疑いがある。

そこで、以下質問する。

一 「想定宮城県沖地震A」について

東北電力及び原子力安全・保安院は、推進本部調査委員会が策定した「想定宮城県沖地震A」の断層モデルに基づいて女川原発二号機の耐震安全性評価を行っている。しかし、推進本部調査委員会の「宮城県沖地震を想定した強震動評価について」の説明文書では、強震動評価に当たった問題点として、アスペリティ（震源断層の中で特にすべり量が大きい領域）や破壊開始点の位置、応力降下量（想定震源域において破壊する直前に働いていたせん断応力と想定震源域の摩擦力によるせん断応力の差）などの微視的震源特性が地表の地震動分布に大きく影響すること、他方で微視的震源特性は不確定性による強震動予測結果のばらつきの評価が今後の課題となることが明記されており、「想定宮城県沖地震A」については今後のデータ取得に基づいて補強すべきであるとの立場であると考えられる。

特に、アスペリティの応力降下量が大きい場合は、震源において短周期地震動が強くなることと知られており、原子力発電所の重要な施設の固有周期が短周期帯にあることを考えると、短周期地震動の過小評価は耐震安全上致命的な結果をもたらしかねない。

1 今回の地震では女川原発敷地内岩盤で地震観測記録が得られており、これに基づき東北電力が作成した再現断層モデルでは「想定宮城県沖地震A」よりもかなり大きな応力降下量となっている。したがって、女川原発の耐震安全性を評価する際には、「想定宮城県沖

地震A」の断層モデルにおける応力降下量を大きくするなどにより耐震安全性を評価し直すべきだと考えられる。しかし、東北電力の報告書の妥当性を検討した総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会の検討過程では、アスペリティの位置や破壊方向（破壊開始点の位置）を変えているものの、応力降下量は変えていない。なぜ、応力降下量を変えた上での検討・評価を行わないのか。

2 推進本部調査委員会の過去の中間報告で示された「ケース1」の場合と比較すると、「想定宮城県沖地震A」の断層モデルは、震源の短周期レベル自体はほとんど変わらない一方で、アスペリティの応力降下量が大きく面積が小さくなっていることから、観測点（開北橋）での応答スペクトルが短周期側で二倍以上大きくなっている。これは、地震動の評価法がハイブリッド合成法から統計的グリーン関数法へ変わったことも一因ではあるが、それ以上に応力降下量を大きくした効果が大きいことを示唆している。そこで、今回の地震観測記録に基づき「想定宮城県沖地震A」の応力降下量を大きくするなどにより短周期側の応答スペクトルを過小評価しないよう微視的震源パラメータを調整し直して、女川原発の耐震安全性を評価し直すべきだと考えるが、いかがか。

3 東北電力の報告書には、「想定宮城県沖地震A」の女川地点での地震波を解放基盤相当位置に算定し直し、その地震波に対する応答スペクトルを掲載している。しかし、これはマグニチュード7.6の地震に対するものであるにもかかわらず、マグニチュード7.2である今回の地震に対する応答スペクトル（E-W方向より周期0.5秒付近で二分の一程度小さい。震源がよく似た位置で、マグニチュードが0.4も小さい地震と比べて応

答スペクトルがこれほど小さくなったのはなぜか。

さらに、「想定宮城県沖地震A」の断層モデルに経験的グリーン関数法を適用して得た地震波に対する応答スペクトルは、マグニチュードがより小さな今回の地震に対する応答スペクトルとほとんど変わらない。これは、統計的グリーン関数法を経験的グリーン関数法に置き換えただけでは不十分であり、応力降下量を大きくするなど断層モデルを調整し直すことを示唆していると考えられるが、いかがか。そうでないのであれば、震源がよく似た位置で、マグニチュードが0.4も小さい地震と比べて応答スペクトルがほとんど変わらないのはなぜか。

二 女川原発三号機安全審査時の断層モデルについて

原子力安全委員会は、一九九五年の女川原発三号機の安全審査（二次審査）時に、一九七八年宮城県沖地震の断層モデルを策定し、マグニチュード7.6の地震に対する応答スペクトルを求めている。

1 この値は当該地震に対応する大崎スペクトル（大崎順彦氏が考案した計算方法による応答スペクトル）より小さいばかりか、「想定宮城県沖地震A」に対する経験的グリーン関数法による応答スペクトルより小さくなっている。これは、当時策定した断層モデルが女川原発での応答スペクトルを過小評価する結果になっていることを示唆しているが、それに相違ないか。この点について見解を示された

2 1で示した断層モデルの妥当性の検証は、一九七八年宮城県沖地震における宮古、大船渡及び石巻での地震観測記録との整合性を検討して行っているが、大船渡では大きくずれている。一方、当時の資料に記載された宮古と石巻における地盤モデルをみると、地表に

S波速度の遅い軟質の地層があり、地盤モデルとしては誤差が大きくなる傾向があるのに対し、大船渡ではS波速度が地表でも大きいことから硬質地盤であることが明らかである。この硬質地盤で再現性が悪いということであれば、断層モデルのパラメータ設定に問題があると判断すべきだと考えられるが、いかがか。

また、大船渡に合わせて断層モデルのパラメータを調整しておれば、「想定宮城県沖地震A」と同様な応答スペクトルの評価になっていたと推定されるが、いかがか。

3 一九九五年までに、マグニチュード6クラスの震源の深いプレート境界地震による観測記録が女川原発敷地内岩盤で複数回得られており、その解放基盤相当位置での応答スペクトルは0.5秒以下の短周期側で大崎スペクトルを遙かに超えることがわかっていった。また、大崎スペクトルの策定法によれば、震源位置が同じ場合、マグニチュードが大きいほど応答スペクトルは大きくなる。これらの知見から、震源の深いプレート境界地震でも、マグニチュードがより大きくなればさらに応答スペクトルが大きくなるのが当然予想されたと思われるが、当時なぜそのように判断しなかったのか、その理由を明らかにされた

い。また、震源の深いプレート境界地震では短周期地震動が強いという知見が一九九五年当時すでにあったことと重ねて判断すれば、大崎スペクトルより応答スペクトルが小さくなる断層モデルでは地震動を過小評価することになると当然予想すべきだったと考えられるが、そのように判断しなかった特別な根拠を具体的に説明されたい。

右質問する。

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員近藤正道君提出女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

東北電力株式会社が平成十七年十一月に作成した「女川原子力発電所における宮城県沖の地震時に取得されたデータの分析・評価および耐震安全性評価について(報告)」(以下「東北電力報告書」という。)において用いられている「想定宮城県沖地震A」(以下「想定宮城県沖地震A」という。)の断層モデルについては、地震学の専門家等から構成される文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、昭和五十三年六月十二日に宮城県沖で発生した地震の観測記録に整合することなどから、近い将来宮城県沖で起こり得る地震の断層モデルとして妥当とされたものであり、また、地震学の専門家等から構成される総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会において東北電力報告書等の妥当性について審議された際も、東北電力報告書において用いられている「想定宮城県沖地震B」、「安全確認地震動」等とともに想定宮城県沖地震Aを東北電力株式会社の女川原子力発電所の耐震安全性の評価において用いることが妥当とされたものであるため、経済産業省としては、現時点において、想定宮城県沖地震Aの断層モデルにおける応力降下量等を変える必要はなく、また、同発電所の耐震安全性を評価し直す必要もないと考えている。

一の3について
想定宮城県沖地震Aの応答スペクトルと平成

十七年八月十六日に宮城県沖で発生した地震の応答スペクトルの特定の周期における応答加速度の大小関係は、必ずしも地震のマグニチュードの大小関係のみに依拠するものではなく、また、一の1及び2について述べたとおり、経済産業省としては、想定宮城県沖地震Aの断層モデルにおける応力降下量等を変える必要はないと考えている。

二について

平成七年の女川原子力発電所三号機の安全審査については、原子力安全委員会が当時の最新の科学的知見に基づき、旧通商産業省が実施した安全審査の妥当性を確認したものであり、問題ないと考えている。